

小型空調パッケージ契約選択約款

令和5年4月1日実施

秋田県由利本荘市

目 次

1 . 目的	1
2 . 選択約款の変更	1
3 . 用語の定義	1
4 . 適用条件	1
5 . 契約の締結	1
6 . 使用量の算定	2
7 . 料金	2
8 . その他	2
付則	2
(別表)	3

小型空調パッケージ契約選択約款

1. 目的

この選択約款は、小型空調機器の普及を通じ負荷調整を推進しつつ本市の製造供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

本市は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、ガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

3. 用語の定義

- (1) 「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (2) 「小型空調機器」とは、空調機器のうちガスエンジンヒートポンプ方式の機器および冷凍能力 105.5kw (30US. RT) 以下のガス吸収式の機器をいいます。
- (3) 「その他期」とは、4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの8か月間をいい、「冬期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントとします。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、使用者がこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 小型空調機器を使用すること。
- (2) 一需用場所におけるガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下であること。

5. 契約の締結

- (1) 使用者は、この選択約款を承諾のうえ、本市に所定の申込書により使用を申し込んでいただきます。
- (2) 前項による申込書の本市到達後、本市が承諾した時点をもって契約の成立といたします。この場合、本市は料金の適用開始日を使用者にお知らせいたします。
- (3) 契約期間は次の期間といたします。
 - ①新たにガスの使用を開始した場合は、契約成立の日から料金の適用開始日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
 - ②本市と他の契約の解約と同時に、この選択約款を適用する場合は、解約した契約の解約日の翌日からその解約日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。なお、解約した契約の契約期間は、その契約の解約日までといたします。
 - ③契約期間満了に先立って解約または変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 本市は、この選択約款及び他の選択約款にもとづく契約を契約期間満了前に解約または解約と同時にガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）にもとづく契約を締結されたかたが、同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

- (5) 本市は、使用者がこの選択約款の契約期間満了前にこの選択約款の解約と同時に他の選択約款の適用を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等の

ための一時不使用による場合は、この限りではありません。

(6) 本市は、使用者がこの選択約款または本市と他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）の料金をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

(7) 使用者は、同一需要場所でこの選択約款と本市と他の契約とを重複して契約することはできません。

6. 使用量の算定

本市は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みによりその料金算定期算定いたします。

7. 料 金

(1) 本市は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含んだものいいます。以下同じ。）を、早収期間経過後に支払が行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含んだ金額をいいます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸します。

(2) 本市は、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

8. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付 則

実施の期日：令和元年10月1日からいたします。

付 則

実施の期日：令和5年4月1日からいたします。

(別 表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、従量料金単価に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 冬期従量料金単価は、料金算定期間の末日が冬期に属する料金に適用し、その他期従量料金単価は、料金算定期間の末日がその他期に属する料金に適用します。
- (4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額 = 料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率) (1円未満の端数切り捨て)

2. 料金表 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月につき 2, 6 4 0. 0 0 円

(2) 従量料金単価

区 分	1 立方メートルにつき
その他期	1 4 4. 6 9 2 円
冬期	1 8 7. 7 9 0 円